

事務連絡  
平成26年6月2日

各 { 都道府県  
指定都市  
中核市 } 障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
障害児・発達障害者支援室障害児支援係

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子ども・子育て支援事業計画については、来年度からの施行に向けて、貴都道府県・市の担当部局において作成が進められているところと承知しておりますが、同計画に係る国の基本指針では子ども・子育て支援事業は「障害児を含むすべての子どもや子育て家庭を対象とするもの」とであると明記され、計画作成の際のポイントとして障害児支援との関わりについても記載されていることも踏まえ、昨年8月に、障害児支援の担当部局におかれても同計画の作成について積極的に関与するようお願いしてきているところです。

そのような中、今月15日に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく第4期障害福祉計画に向けて、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」が改正され、その中で、障害児支援に関して種別ごとの必要量や確保策等を定めるよう努めるものとされました。また、障害福祉計画を定める上では子ども・子育て支援事業計画との調和が保たれたものとする必要があること等が定められております。

同告示を踏まえ、別添のとおり、内閣府から各都道府県・指定都市・中核市の子ども・子育て支援新制度担当部局に対して、子ども・子育て支援事業計画と障害福祉計画との連携や子ども・子育て支援計画における障害児支援も含めた支援体制づくりへの積極的な取組が要請されておりますので、貴部局におかれても御了知の上で、子ども・子育て支援新制度担当部局との更なる緊密な連携を図っていただきますよう、よろしく願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴管内市町村の障害保健福祉担当課に周知を図るようご配慮願います。

<照会・提出先>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
障害児・発達障害者支援室障害児支援係（中西、鹿江、高橋）  
TEL:03-5253-1111（内線3037）